

11 福祉及び利益の保護

11-1 知事が実施する健康管理事業等

職員が能力を発揮し、職務を迅速かつ的確に遂行するためには、日頃の健康管理や快適な職場環境の確保が重要となっています。

府においては、大阪府職員安全衛生管理規程に基づき、安全衛生管理体制の整備、各種健康診断の実施及び快適な職場環境づくりを進め、職員の心身両面にわたる健康保持・増進を図っているところです。

令和6年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

なお、府立学校教職員及び警察職員を除く他の任命権者の所属職員についても、知事が実施する健康管理事業に参加しました。

ア 健康診断の実施

生活習慣病、結核、職業病等の健康障害を早期に発見するとともに、その結果を事後の健康増進のために活用することを目的として、各種健康診断を実施しました。

健康診断名		回別	受診者数(人)
一般定期健康診断(1次健診)		1	5,466
特別健康診断	放射線業務従事職員特別健康診断	1	49
		2	50
	高気圧業務従事職員特別健康診断	1	0
		2	0
	特定化学物質等取扱業務従事職員特別健康診断	1	48
		2	48
	有機溶剤業務従事職員特別健康診断	1	92
		2	97
	農薬散布業務従事職員特別健康診断	—	—
	騒音業務従事職員特別健康診断	1	0
		2	0
	重度心身障がい者介護業務等従事職員特別健康診断	1	217
		2	213
	振動業務従事職員特別健康診断	1	72
		2	72
	情報機器作業従事職員特別健康診断	1	61
	鉛業務従事職員健康診断	1	1
		2	1
	海外派遣職員特別健康診断	随時	2
	粉じん作業従事者職員特別健康診断	1	—

※粉じん作業従事職員特別健康診断は3年に1回実施

健康診断名		回別	受診者数(人)
その他	胃集団検診：40歳以上の者、40歳未満の自動車運転手の希望者	1	626
	女性検診 子宮：20歳以上の偶数年齢の希望者	1	453
	乳房：35歳以上の偶数年齢の希望者	1	99
	大腸検診：40歳以上の希望者	1	651
	臨時健康診断：産業医が必要と認めた者 (過重労働による健康障害防止のための健康診断)	随時	0

イ 人間ドックの実施（実施主体：地方職員共済組合大阪府支部）

令和6年4月1日現在において満35歳以上の希望者を対象に実施しました。

- 受診者数 4,160人

ウ 過重労働による健康障害防止のための保健指導等（令和6年度分）

過重労働による健康障害防止のため、産業医から所属長に対する助言指導や職員に対する保健指導を実施しました。

- 所属長に対する助言指導 12人
- 職員に対する保健指導 280人

エ ストレスチェック制度

職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止するため、平成28年度より実施しました。

(ア) 実施期間

令和6年7月5日～7月29日

(イ) 受検状況

対象者数 9,440名 受検者数 8,661名 受検率 91.7%

(ウ) 集団分析状況

対象所属数 226所属 集団分析所属数 219所属

※7所属については、受検者（未回答、複数回答等回答に不備のあった職員を除く）
が10名未満のため、分析不可

オ メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策を一層推進し、より良い職場環境の形成を図るため、次の事業を実施しました。

(ア) メンタルヘルスセミナーの実施

- 管理監督者を対象としたセミナー
「メンタルヘルスマネジメント実践研修会」
- 一般職員等を対象としたセミナー
「メンタルヘルス・ヘルスケアセミナー」

(イ) ストレス相談室利用状況

ストレスを抱える職員からの相談に対応するため、専門医による相談を実施しました。

- ・相談件数 783 件

力 たばこ対策

禁煙支援等、職員の健康保持・増進を図るため、次の事業を実施しました。

○禁煙支援等事業

- ・禁煙外来助成 終了者 1名

11－2 教育委員会が実施する健康管理事業等

職員が能力を発揮し、職務を迅速かつ的確に遂行するためには、日頃の健康管理や快適な職場環境の確保が重要となっています。

教育委員会においては、大阪府教育庁職員安全衛生管理規程及び大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、安全衛生管理体制の整備、各種健康診断の実施及び快適な職場環境づくりを進め、職員の心身両面にわたる健康保持・増進を図っているところです。

令和6年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

ア 府立学校教職員健康診断の実施

検査項目	延べ受診者数(人)
職員定期健康診断	13,955 ※
胃検診	2,747
大腸がん検診	2,592
乳がん検診・子宮がん検診	629
B型肝炎抗原抗体検査	3,347
B型肝炎ワクチン接種	135
支援学校職員腰痛予防検診	967
特定業務従事職員健康診断	42
情報機器作業従事職員特別健康診断	134

※ 述べ受診者数には、会計年度任用職員で結核検診のみ受診した者を含む。

イ 人間ドックの実施【実施主体：公立学校共済組合大阪支部】

共済健診	受診者 18,427人
------	-------------

ウ 府立学校教職員ストレスチェック制度

(ア) 実施期間

令和6年9月17日(火)～令和6年10月4日(金)

(イ) 受検状況

対象者数 14,909名 受検者数 11,997名 受検率 80.5%

(ウ) 集団分析状況

対象所属数 214所属 集団分析所属数 213所属

エ 府立学校安全衛生管理者等研修会及び府立学校衛生管理者等研修会

安全衛生管理者等研修会及び学校産業医研修会 「学校現場における安全衛生の基本的考え方」
「教職員のメンタルヘルス・教職員のメンタルケアの実際」

衛生管理者等研修会 「メンタルヘルスの基礎知識及び調子が悪い職員への声掛け等」

オ 「すこやか教育相談」等の利用状況

(ア) 教育相談

内 容	件 数
電話相談	2,568 件
メール相談	1,104 件
面接相談	546 件
LINE 相談	4,749 件
合 計	8,967 件

(イ) 支援教育相談

内 容	件 数
電話相談	8 件
面接相談、訪問、メール相談	11 件
合 計	19 件

(ウ) 学校経営相談

内 容	件 数
来所相談	209 件
学校訪問	53 件
合 計	262 件

力 府立学校における受動喫煙防止対策

敷地内全面禁煙	189 校
校舎内全面禁煙	0 校
喫煙室を設置し、その場所以外禁煙	0 校
喫煙場所（煙が漏れない）を設け、その場所以外禁煙	0 校
喫煙場所（完全でない）を設け、その場所以外禁煙	0 校
喫煙できる部屋を明確にし、その場所以外を禁煙	0 校
禁煙タイムを設け、その時間帯は喫煙できる場所でも禁煙	0 校
その他	0 校

11－3 警察職員の健康管理事業等

警察においては、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的として、大阪府警察職員健康管理規程等に基づき、職員の健康診断、本部産業医面談、長時間勤務者に対する面接指導、保健指導、健康相談、健康教育その他疾病の予防、職場の環境衛生のほか、ストレスチェック制度、職場復帰支援に関する事業を推進しています。

令和6年度は、職員の健康増進に向けた総合的な諸対策として「令和6年ヘルスアップおおさか」を推進し、職員一人ひとりの健康づくりを支援することにより、組織執行力の維持向上を図りました。

(1) 基本対策

ア 精密検査等の確実な受診

- ・精密検査等を指示された職員に対する速やかな受診の促進

イ 病気の治療と仕事の両立支援

- ・継続的な治療が必要な職員に対する適切な就業上の措置及び業務と治療に対する適切な配慮

ウ 保健指導を受けやすい環境づくり

- ・速やかな日程調整及びプライバシーに配慮した個室の確保

エ 相談窓口の周知

- ・各種機会を捉えた相談窓口の周知

オ 教養の実施

- ・健康管理情報又は視聴覚教材の活用及び保健師による教養の実施

カ 体力の維持向上

- ・定年の引上げを踏まえて、職員の年齢に応じた体力の維持向上

キ 感染症対策の徹底

- ・基本的な感染予防対策及び必要に応じてマスクを着用させるなどの感染拡大防止対策

- ・風疹の抗体検査に該当する職員に対して、定期健康診断において受診できる環境を提供

(2) 生活習慣病対策

ア 健康的な生活習慣の確立

- ・若年期からの適正な生活習慣の確立のための教養等の実施及び支援環境づくり

- ・本部産業医又は保健師による保健指導の受診勧奨及び生活習慣改善の促進

イ 禁煙対策の実施

- ・禁煙に向けた機運向上のため、喫煙リスクに関する教養等の実施

ウ 健全な飲酒習慣の定着

- ・飲酒に関する教養等の実施

(3) メンタルヘルス対策

ア メンタルヘルスに関する基本的な知識の普及

- ・視聴覚教材の活用及び保健師等によるメンタルヘルス教養等の実施

イ メンタルヘルス不調者等への適切な対応

- ・メンタルヘルス不調者等が相談しやすい環境づくり

- ・担当保健師との緊密な連携

ウ 惨事ストレス対策の実施

- ・事件、事故等の突然の惨事に直面した職員等に対する惨事ストレス対策の実施

(4) 職務に起因する健康障害対策

ア 心身への過重な負担への配慮

- ・部下職員の勤務状況及び体調を把握した上で、業務による心身への過重な負担がかかるないような配慮

イ 有害性化学物質の使用による健康障害対策の実施

- ・危険有害性のある化学物質の使用状況の把握及び危険有害性を認識した上での適切な取扱い

ウ 熱中症予防対策の実施

- ・熱中症に関する啓発

- ・各種活動中における水分補給及び休憩時間の確保